

重 要 事 項 説 明 書

(施設介護サービス)

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 <small>か よう ふくしほん</small> 華陽会
法人所在地	〒455-0863 名古屋市港区新茶屋一丁目 1701 番地
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 岩田 竜司
電話番号	052-303-0152 (代表)

2 ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム サービスネットワーク南陽
施設の所在地	〒455-0863 名古屋市港区新茶屋一丁目 1701 番地
施設長名	近藤 英人
電話番号	052-303-0152 (代表)
ファクシミリ番号	052-303-0167

3 ご利用施設であわせて実施する事業（併設施設含む）

事業の種類		愛知県知事の事業者指定		利用定数	名古屋市基準 該当サービス	
		指定年月日	指定番号			
施設	特別養護老人ホーム	平成 12 年 4 月 1 日	2371100153	80 人	該当・非該当	
居宅	通所介護	通常規模型	平成 12 年 3 月 28 日	2371100351	該当・非該当	
		介護予防	平成 18 年 4 月 1 日			
	短期入所	併設事業	平成 12 年 3 月 28 日	2371100153	該当・非該当	
		介護予防	平成 18 年 4 月 1 日			
		空床利用	平成 13 年 6 月 18 日			
	居宅介護 支援事業所	要介護者	平成 17 年 11 月 1 日	2371100930	該当・非該当	
		介護予防	平成 18 年 4 月 1 日			
	訪問介護	要介護者	平成 24 年 7 月 1 日 (名古屋市長の事業者指定)	2371101656	該当・非該当	
		介護予防	平成 25 年 8 月 1 日 (名古屋市長の事業者指定)			
		居宅介護	平成 25 年 8 月 1 日 (名古屋市長の事業者指定)	2311200576		
		重度訪問介護	令和 3 年 5 月 1 日			
地域密着型 施設	訪問看護	同行援護	令和 3 年 5 月 1 日	100 人		
		要介護者	令和 6 年 4 月 1 日			
ケアハウス				45 人		
住宅型有料老人ホーム		令和 6 年 4 月 1 日		23 人	該当・非該当	
地域密着型 施設	小規模特別養護老人ホーム	平成 23 年 4 月 1 日 (名古屋市長の事業者指定)	2391100084	29 人	該当・非該当	
	介護付有料老人ホーム	平成 23 年 4 月 1 日 (名古屋市長の事業者指定)	2391100076	29 人	該当・非該当	
	看護小規模 多機能型	要介護者	令和 6 年 4 月 1 日	2391100381	29 人	

4 事業の目的と運営の方針

事業の目的

65歳以上で、加齢や疾病、事故等により介護が必要な方、もしくは40歳以上65歳未満で、政令（平成10年政令412号）で定める15の疾病により、介護が必要な方（前後者とも要介護認定1～5度の認定を受けられた方）に入居していただき、安心とゆとりのある「生活の場」を提供し、その人らしく生きることができますよう専門的な援助を行います。

施設運営方針

皆様の生涯現役が私たちの願いです。

- 一、お客様（利用者）が、快適に暮らすことのできる「生活の場」を作ります。
- 一、お客様（利用者）が、安心して生活できる「介護」を提供します。
- 一、お客様（利用者）が、その人らしく生活できるよう、「生活の質」を高めます。

5 施設の概要…特別養護老人ホーム（利用者80名+短期入所空床利用型）

（1）施設規模

敷 地		5,513 m ²
建 物	構 造	鉄筋コンクリート造6階建（耐火建築）（内2・3階が該当）
	延べ床面積	3,559m ² （建物延べ床面積6,467m ² ）
	利 用 定 員	80名

（2）居 室

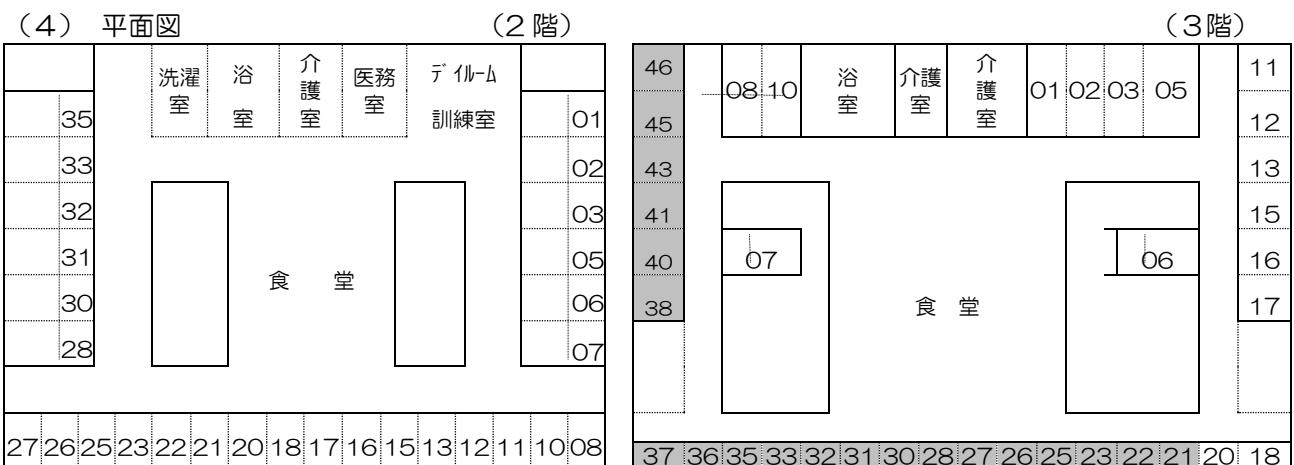
2 階				3 階			
設備の種類	室 数	面 積	利用者 一人当たりの面積	設備の種類	室 数	面 積	利用者 一人当たりの面積
居室	一人部屋			居室	一人部屋	8	13.3 m ²
	二人部屋	28	23.1 m ²		二人部屋	8	23.1 m ²
（注）指定基準は、居室1人当たり 10.65 m ²							

（3）主な設備

2 階				3 階			
設備の種類	室数	面 積	備 考	設備の種類	室 数	面 積	備 考
食 堂	1	174.8 m ²	一人当たりの面積 3.1 m ²	食 堂	1	215.6 m ²	一人当たりの面積 4.9 m ²
浴室	一般浴室	1	32.9 m ²	浴室	一般浴室	1	26.1 m ²
	機 械 浴	1	21.1 m ²		機 械 浴	1	21.1 m ²
	脱 衣 室	1	36.7 m ²		脱 衣 室	1	20.2 m ²
医 務 室	1	11.9 m ²		医 務 室	1	(2階と共に)	
機能訓練室	1	44.3 m ²	※ 兼用	機能訓練室	1	(2階と共に)	
デイルーム	1			デイルーム	2	63.8 m ²	

（注）食堂の指定基準は、1人あたり3 m²

※ 3階は、短期入所生活介護と共に



※ 網かけ部分は、短期入所専用居室

6 職員体制（主たる職員）

特別養護老人ホーム

従業者の職種	員数	区分				常勤換算後 の人員	事業者 の指定 基準	保有資格			
		常勤		非常勤							
		専従	兼務	専従	兼務						
施設長	1		1			1	1	社会福祉施設長 資格認定修了過程終了			
生活相談員	1	1				1	1以上	介護福祉士			
介護職員	42		35		7	35.6	34以上	介護福祉士 初任者研修修了者			
看護職員	5	1	2	2				看護師 准看護師			
機能訓練指導員	1		1			1	1	理学療法士			
介護支援専門員	1		1	1		1	1	介護支援専門員			
医師	1			1		1	1	医師			
栄養士	1	1				1	1	管理栄養士			

7 職員の勤務体制

人員配置 3:1 以上

従業者の職種	勤務体制	休暇
施設長	勤務時間帯 (09:00~17:45) 常勤	月9休
生活相談員	勤務時間帯 (08:30~17:30) 常勤	月9休
介護職員	勤務時間帯 ・早番 (07:00~16:00) (08:00~17:00) ・遅番 (11:30~20:15) ・夜勤 (16:30~09:30)	月9休

看護職員	勤務時間帯（08:30～18:30） 原則として3～4名体制で勤務します。 夜間は、交代で自宅待機を行い、緊急時に備えます。	月9休
機能訓練指導員	理学療法士又は看護師 勤務時間帯（08:45～17:30）常勤	月9休
介護支援専門員	勤務時間帯（08:30～17:30）常勤	月9休
医師	週2回（火・木）非常勤	（非常勤）
栄養士	勤務時間帯（08:45～17:30）常勤	月9休

8 施設サービスの概要

（1）介護保険給付サービス

種類	内容
栄養管理	常勤の管理栄養士を配置し、利用者ごとに栄養状態をアセスメントし、栄養ケア計画の策定と、これに基づく栄養管理定期的な評価等を行います。 医師の指示により経口摂取を行う場合があります。 医師の食事餌に基づく療養食等の提供を行う場合があります。
食事	選択メニューの実施（月2回）、特別季節食・行事食（月2回） 嗜好別による主菜の差替え又は体調不良時の居室配膳等状況に応じて対応します。 【食事時間】朝食 8:00～9:00 昼食 12:00～13:00 夕食 18:00～19:00 ※ 定時に食事摂取困難な方には、延食等の対応いたします。
排泄	入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴	毎週2回は入浴の機会を提供します。 寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
離着替え 整容等	寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 シーツ交換は週1回、寝具の消毒は年間を通じて1回実施します。
機能訓練	機能訓練指導員（所有資格：理学療法士・作業療法士・看護師）による入所者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。 【当施設の保有するリハビリ器具】 平行棒、滑車式訓練器具、手指訓練器具、温熱療法器具
健康管理	非常勤医師により、健康管理に努めます。 また、緊急等必要な場合には協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。 利用者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについてできるだけ配慮します。
相談及び援助	当施設は、入所者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 【相談窓口】生活相談員

社会生活上の便宜	当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。 週間の主な娯楽等 音楽療法、外出、喫茶ほか 年間の主な行事 初詣、花見、秋祭り、敬老祝賀会、忘年会など 行政機関に対する手続きが必要な場合には、入所者及びご家族の状況によっては代わりに行います。
入退院支援	医療機関（病院・診療所など）に入院された場合の医療機関での対応は、原則ご家族様等にお願いしておりますが、状況により入退院支援サービスを行います。 ①医療機関へ入退院の送迎 ②身寄り（保証人・連絡先等）がない方の入退院支援全般

(2) 介護保険給付外サービス

サービスの種別	内 容
日常生活品の購入代行サービス	利用者の日常生活用品の購入代行サービスをご利用いただけます。詳細は次の通りです。 ①金銭の限度額：上限 10,000 円。 ②利用料引落しの金融機関の口座から引落しにて管理します。 ③金銭管理サービス責任者：施設長 ④出納方法：利用料明細『金銭管理』と立替用小口現金出納簿にて報告

9 利用料

(1) 法定給付

区 分	利 用 料
法定代理受領の場合	介護報酬の告示上の額（施設介護サービス費の1割または2割または3割）
法定代理受領でない場合	介護報酬の告示上の額（施設介護サービスの基準額に同じ）

(2) 法定外給付

区 分	利 用 料
日常生活用品の購入代行サービス	購入依頼のあった品物を購入するのに要した費用の実費

(3) 入所者の選定により提供するもの

区 分	利 用 料
特別な食事 (栄養管理において、栄養補助食品等必要と判断された場合の購入) ※事前に入所者、ご家族等に確認を取ります。	要した費用の実費
日常生活に要する費用で本人に負担いただくことが適当であるもの	喫茶コーナー利用代金 日常生活品の購入代金 レクリエーション・クラブ活動費用

10 苦情等申立先

当施設のご利用者 相談室	窓口相談者 生活相談員
	苦情解決責任者 施設長
	第三者委員 福祉サービス苦情相談センター
	ご利用時間 毎日 9:00~17:00
	ご利用方法 電話 052-303-0152（代表） FAX 052-303-0167
	苦情箱 2階介護職員室、1階事務所前
	苦情申し立て先について
	介護保険法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。
	① 第三者委員 福祉サービス苦情相談センター 電話：052-910-7976 FAX 052-910-7977
	② 愛知県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会 電話：052-202-5515 FAX 052-212-5514

- ③ 愛知県国民健康保険団体連合会
電話：052-971-4165 FAX 052-962-8870
- ④ 名古屋市健康福祉局 介護保険課 指導係
電話：052-959-2592 FAX 052-959-4155

11 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組	あり		
福祉サービス第三者評価の実施	なし	結果の公表	なし
その他機関による第三者評価の実施	あり	結果の公表	あり

12 協力医療機関

医療機関の名称	南陽クリニック
院長名	内田 潔
所在地	名古屋市港区新茶屋一丁目 1729 番 2
電話番号	052-309-3711
診療科	内科、消化器内科、小児科
入院設備	無
救急指定の有無	無

13 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人偕行会 名古屋共立病院
院長名	堀 浩
所在地	名古屋市中川区法華1-172
電話番号	052-362-5151
診療科	内科、外科、整形外科、循環器科、消化器科、呼吸器科、放射線科、心臓血管外科、呼吸器外科、形成外科、リハビリテーション科

入院設備	110床(ICU 4床)
救急指定の有無	有

医療機関の名称	社団法人 名古屋掖済会病院
院長名	河野 弘
所在地	名古屋市中川区松年町4-66
電話番号	052-652-7711
診療科	血液内科・腎臓内科・糖尿病・内分泌内科・精神科・呼吸器科・循環器科・消化器科・神経内科・小児科・外科呼吸科・肛門科・整形外科・リウマチ科・形成外科・脳神経外科・心臓血管科・皮膚科・泌尿器科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・放射線科・リハビリテーション科・歯科・口腔外科・麻酔科・健康管理科・緩和医療科・産業保健科・救急科・セカンドオピニオン外来
入院設備	662床(救急救命センター 56床)
救急指定の有無	有

14 協力歯科医療機関

医療機関の名称	やまだ歯科医院
院長名	山田 豊美
所在地	名古屋市港区新茶屋2-5
電話番号	052-304-1112
入院設備	無

医療機関の名称	コンパス歯科クリニック 八事
院長名	木村 理恵
所在地	名古屋市昭和区広路町字石坂2-1 イオン八事店4階
電話番号	052-355-8915
入院設備	無

15 非常災害時対策

非常災害対策	別途定める「社会福祉法人華陽会消防計画」に則り対応を行います。
近隣との協力関係	地元の「西福田消防団」からの支援体制が得られます。
平常時の訓練等	別途定める「社会福祉法人華陽会消防計画」により、年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して実施します。
防災設備の概要	設備名稱 有・無 設備名稱 有・無
	スプリンクラー 有 防火戸 有
	避難階段段 有 補助散水栓 有
	非常口 有 非常警報装置 有
	自動火災報知機 有 非常通報装置 有

	誘導灯	有	非常用電源装置	有
	内装材等の防炎性能	有	非常用難器	有
消防計画等	消防署への届出日：平成23年4月4日 防火管理者：施設長・植田真矢			

16 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、「面会簿」にご記入を願います。 来訪者が宿泊される場合は、必ず許可を得てください。
外出・外泊	外出・外泊の際には別途所定の用紙に行き先と帰所時間を記入いただき職員に申し出て下さい。
非常勤医師以外の医療機関への受診	入居者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについてできる限り配慮します。
施設内共用の使用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、損害を賠償して頂く場合もあります。
喫煙・飲酒	喫煙については、決められた場所でお願いします。 飲酒は他入居者の迷惑にならないよう節度をもってお願いします。お体の状況によってはお断りする場合もあります。
迷惑行為等	騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。 むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないようにして下さい。
所持品の管理	ご自分のものは原則としてご自分で管理願います。なお、管理できない方の場合は、その旨お知らせいただき、必ず所持品にお名前のご記入をお願いします
現金等の管理	「介護保険給付外サービス」に定めたとおりです。
宗教・政治活動	施設内での宗教活動あるいは政治活動は、ご遠慮ください。 ご利用を見合わせていただくこともあります。
動物飼育	施設内へのペット等の持込み及び飼育は原則としてお断りします。

17 事故発生時の対応について

当施設のサービス提供により事故が発生した場合速やかに事故にあった入居者の家族、市町村に対して状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。賠償すべき事故が発生したときには、損害賠償を速やかに行います。

18 緊急時等の対応について

当施設のサービス提供を行っているときに、入居者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師または施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

19 非常災害対策について

当施設では、地震・火災・風水害などの非常災害や緊急事態に備え、あらかじめ対策を講じております。

消防計画に基づき、避難経路や対応手順を従業者および入所者に周知徹底するとともに、年2回以上の避難・救出訓練を実施しています。訓練は昼夜の時間帯を想定し、入所者の安全確保を最優先に行います。また、近隣の消防団や協力医療機関とも連携し、災害時の支援体制を整えております。

20 虐待防止のための措置について

当施設では、利用者の尊厳を守り、安心して生活していただける環境づくりを目指し、虐待の防止に取り組んでいます。虐待防止委員会の設置、職員研修の実施、行動指針の整備、統括担当者の配置などを通じて、虐待の未然防止・早期発見・迅速対応を図っています。万が一、虐待が疑われる事案が発生した場合には、速やかに施設管理者へ報告し、必要に応じて市町村等の関係機関と連携して対応いたします。

(付記) この重要事項説明書は、平成12年04月01日より適用されます。

この重要事項説明書は、平成12年06月01日より改定、適用されます。

この重要事項説明書は、平成12年08月01日より改定、適用されます。

この重要事項説明書は、平成13年01月01日より改定、適用されます。

この重要事項説明書は、平成13年04月01日より改定、適用されます。

この重要事項説明書は、平成13年10月01日より改定、適用されます。

この重要事項説明書は、平成14年04月01日より改定、適用されます。

この重要事項説明書は、平成15年04月01日より改定、適用されます。

この重要事項説明書は、平成15年12月01日より改定、適用されます。

この重要事項説明書は、平成16年04月01日より改定、適用されます。

この重要事項説明書は、平成17年10月01日より改定、適用されます。

この重要事項説明書は、平成18年04月01日より改定、適用されます。

この重要事項説明書は、平成19年04月01日より改定、適用されます。

この重要事項説明書は、平成21年04月01日より改定、適用されます。

この重要事項説明書は、平成21年06月01日より改定、適用されます。

この重要事項説明書は、平成21年09月01日より改定、適用されます。

この重要事項説明書は、平成22年04月01日より改定、適用されます。

この重要事項説明書は、平成22年09月01日より改定、適用されます。

この重要事項説明書は、平成23年04月01日より改定、適用されます。

この重要事項説明書は、平成23年12月01日より改定、適用されます。

この重要事項説明書は、平成24年02月01日より改定、適用されます。

この重要事項説明書は、平成24年04月01日より改定、適用されます。

この重要事項説明書は、平成24年08月01日より改定、適用されます。

この重要事項説明書は、平成24年09月01日より改定、適用されます。

この重要事項説明書は、平成26年02月01日より改定、適用されます。

この重要事項説明書は、平成26年02月17日より改定、適用されます。

この重要事項説明書は、平成26年04月01日より改定、適用されます。

この重要事項説明書は、平成26年12月01日より改定、適用されます。

この重要事項説明書は、平成27年04月01日より改定、適用されます。

この重要事項説明書は、平成27年08月01日より改定、適用されます。

この重要事項説明書は、令和01年06月21日より改定、適用されます。

この重要事項説明書は、令和01年11月01日より改定、適用されます。

この重要事項説明書は、令和02年09月01日より改定、適用されます。

この重要事項説明書は、令和03年04月01日より改定、適用されます。

この重要事項説明書は、令和05年04月01日より改定、適用されます。

この重要事項説明書は、令和06年04月01日より改定、適用されます。

この重要事項説明書は、令和07年10月01日より改定、適用されます。

私は、本書面により乙の職員（職 生活相談員 氏名 榎戸 ルミ子）から重要事項の説明を受けたことをここに確認します。

甲（利用者） 署名欄

住 所

氏 名

印

甲の署名代理人 署名欄

住 所

氏 名

印